

七

8

ヲ經テ本組合組合長ノ許可ヲ要シ同時ニ組合兼宣誓及徽章

ヲ返還スルコト

第五條 本組合組合長ニテ代議員會ニ於テ不當理由アリト認メ

ル時ハ組合長之ヲ除却ス

但シ緊急ノ場合ニ於テハ組合長ハ理事會ヨリ承認シ

經テ除却ノ處分ヲ行フコトヲ得

第七章 附則

第六條 本則ハ代議員會ニ於テ出席議員三分ニ以上賛成スルコ

トスルハ変更スルコトヲ得

第七條 本則ハ方正十一年五月一日ヨリ實行ス